

青森県報

第二千六百四号

平成十八年
三月十七日
(金曜日)

目次

告 示

公有水面埋立て工事のしゅん功認可	（漁港漁場整備課）	一
右 同	（同）	二
右 同	（同）	二
基本測量の終了	（監理課）	三
道路の区域の変更	（道路課）	三
道路の供用の開始	（同）	六
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	（県民生活政策課）	七
大規模小売店舗の変更の届出	（経営支援課）	七
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（同）	八
右 同	（同）	八
右 同	（同）	九
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	九
開発行為に関する工事の完了	（建築住宅課）	九
県有地の売却に係る一般競争入札	（同）	九
県有地等の売却に係る一般競争入札	（教育施設課）	一〇
選挙管理委員会		
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正	（事務局）	一一

人事委員会

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則……………（職員課）…三

正 誤

平成十八年一月十一日定例告示中……………（林政課）…三
平成十八年三月一日号外第十三号公告中……………（河川砂防課）…三

告 示

青森県告示第二百二十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十二月三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十八年三月九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで今別町役場に備え置いて閲覧に供される。
平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一及び九二地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台（北緯四一度三分二五秒、東経一四〇度三分五五秒）から二三八度一分二〇四・五メートルの地点

の地点 の地点から一八〇度〇二分二六・六メートルの地点

の地点 の地点から二五八度三九分一〇・六メートルの地点

の地点 の地点から〇度三九分〇・五メートルの地点

の地点 の地点から二六八度四三分六〇・三四メートルの地点

の地点 の地点から二六九度五六分四・二七メートルの地点

の地点 の地点から〇度〇二分二九・五五メートルの地点

3 面積

二、一五三・八九平方メートル

青森県告示第二百二十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年六月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十八年三月九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで今別町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一、九の一、五の一、九二、四及び九三の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台（北緯四一度三分二五秒、東経一四〇度三分五五秒）から一九五度〇一分一七二・九二メートルの地点

の地点 の地点から一八〇度〇二分七・五九メートルの地点

の地点 の地点から二七〇度〇二分九四・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から二四七度一八分二〇・一五メートルの地点

の地点 の地点から二七五度二七分二九・六メートルの地点

の地点 の地点から七度三三分四〇・九メートルの地点

の地点 の地点から八〇度三二分七・五七メートルの地点

の地点 の地点から一八〇度〇二分二九・二三メートルの地点

3 面積

一、五九三・八八平方メートル

青森県告示第二百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十一年十月七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十八年三月九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで今別町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1	県道	中野北高岩 停車場線	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
			八戸市南郷区大字中野字林崎三五の一から 八戸市南郷区大字中野字林崎三九の一まで	七・〇〇メートルから 二・〇〇メートルまで	一・三・〇〇メートルから 二・七・〇〇メートルまで	一五四・〇〇メートル	一五四・〇〇メートル	
			三沢市三川目三丁目一四五の四四二から	七・六〇メートルから 八・一〇メートルまで		一三六・二〇メートル		

1 認可を受けた者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置
東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石八番三及び七番三三五地先公有水面

2 区域
次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・六三四メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石七番一八に設置された三等三角点（北緯四一度一分〇三秒六四三、東経一四〇度二七分四四秒七二七）から一一六度〇七分五七秒一〇六・〇九メートルの地点

の地点から一〇七度四二分二五秒一四一・六三メートルの地点

の地点から一六二度四二分二五秒八二・五一メートルの地点

の地点から二五二度四二分四六秒四・二〇メートルの地点

の地点から二八七度四二分二五秒八〇・〇〇メートルの地点

の地点から一九七度四二分三三秒三三・〇八メートルの地点

3 面積
一〇、二二四・一〇平方メートル

青森県告示第二百二十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量及び精密水準測量）

二 作業期間

平成十七年五月十六日から平成十八年二月二十八日まで

三 作業地域

青森市（精密水準測量）

弘前市（国土調査に伴う基準点測量）

青森県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年四月十六日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

5		4		3		2										
県道		県道		国道		国道										
線 三沢十和田		線 八戸野辺地		三九四号		三三八号										
上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六〇の一七二から 上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢六〇の五まで		三沢市東岡三沢二丁目四七の二から 三沢市下久保三丁目一八の八まで		上北郡東北町旭南一丁目無番から 上北郡東北町旭南一丁目一四七の一まで		上北郡七戸町字前川原一四の一から 上北郡七戸町字和田下四の二まで										
上北郡佐井村大字佐井字黒岩七の五から 下北郡佐井村大字佐井字古佐井一一二の三まで		上北郡佐井村大字佐井字黒岩七の五から 下北郡佐井村大字佐井字古佐井一一二の三まで		むつ市大平町五〇の五から むつ市大平町五〇の五まで		むつ市大字城ヶ沢字下川迎三〇の一から むつ市大字城ヶ沢字下川迎三〇の二まで										
上北郡おいらせ町二川目一丁目七三の二一一から 上北郡おいらせ町二川目一丁目一〇三の一まで		三沢市三川目三丁目一四五の二八六まで														
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
一四九・六〇〇メートルから	一二六・七〇〇メートルから	一三九・二〇〇メートルから	九九・八〇〇メートルから	一一五・九〇〇メートルから	一〇六・二〇〇メートルから	一三九・九〇〇メートルから	一二六・二〇〇メートルから	二七・七〇〇メートルから	一五・六〇〇メートルから	二二・二〇〇メートルから	九九・五〇〇メートルから	一一・六〇〇メートルから	一〇七・五〇〇メートルから	二〇・九〇〇メートルから	一一九・七〇〇メートルから	九・七〇〇メートルから
一、一八五・三〇メートル	一、一八五・三〇メートル	一五〇・〇〇メートル	一五〇・〇〇メートル	二六四・〇〇メートル	二六四・〇〇メートル	三四二・〇〇メートル	三四二・〇〇メートル	二二〇・〇〇メートル	二二〇・〇〇メートル	八・七〇メートル	八・七〇メートル	五八・〇〇メートル	五八・〇〇メートル	一四三・〇〇メートル	一四三・〇〇メートル	一三六・二〇メートル

青森県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年四月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道 三三八号	むつ市大字城ヶ沢字下川迎三〇の一から むつ市大字城ヶ沢字下川迎三〇の二まで むつ市大平町五〇の五から	"
県道 橋向五戸線	三戸郡五戸町大字上市川沼廻四六の二から 三戸郡五戸町大字上市川沼廻三七の八まで	平成十六・三・二七
県道 名川階上線	三戸郡階上町大字鳥屋部字向山一九の二まで 三戸郡階上町大字鳥屋部字向山一六から	"
県道 島守八戸線	八戸市大字是川字細越河原九の九から 八戸市大字是川字細越河原三の一まで 八戸市大字是川字差波九四の二から 八戸市大字是川字差波五一の六まで	"
県道 鳥屋部十日市線	三戸郡階上町大字鳥屋部字鷹ノ巣一〇の三〇 から 三戸郡階上町大字金山沢字大水無五の一八まで	"
県道 中野北高岩停車場線	八戸市南郷区大字中野字林崎三五の一から 八戸市南郷区大字中野字林崎三九の一まで 三沢市三川目三丁目一四五の四四二から 三沢市三川目三丁目一四五の二八六まで	"

国道 二七九号	むつ市大字関根字南関根三の一から むつ市大字関根字南関根一の六まで むつ市金曲一丁目三六一の一から むつ市金曲一丁目五〇一まで むつ市大曲一丁目一三から	"
県道 三沢十和田線	三沢市東岡三沢二丁目四七の二から 三沢市下久保三丁目一八の八まで 上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六〇の一七 二から 上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢六〇の五まで	"
県道 八戸野辺地線	上北郡東北町旭南一丁目無番から 上北郡東北町旭南一丁目一四七の一まで 三沢市東岡三沢二丁目四七の二から 三沢市下久保三丁目一八の八まで	"
国道 三九四号	上北郡七戸町字前川原一四の一から 上北郡七戸町字和田下四の二まで	"
県道 七戸上北町停車場線	上北郡東北町大字新館字籠二の一〇から 上北郡東北町大字新館字赤平一六の一まで	"
県道 上野十和田線	十和田市大字三本木字下平二二六の八から 十和田市大字三本木字下平二二五の一まで 上北郡七戸町字道ノ下九四の一から 上北郡七戸町字道ノ下一〇二の一まで	"
県道 乙供停車場中野線	三沢市松園町一丁目一二の二から 三沢市東岡二丁目五の四まで	"
県道 大町三沢線	むつ市大字奥内字竹立六の一から むつ市大字奥内字近川八の五九〇まで むつ市大字中野沢字中田道五四の一七七から むつ市大字中野沢字中田道五四の四五まで むつ市大字田名部字宮ノ後二九の一から むつ市大字田名部字宮ノ後六の一まで むつ市大字田名部字南花山一七まで むつ市大字関根字南関根一の六まで むつ市金曲一丁目三六一の一から むつ市金曲一丁目五〇一まで むつ市大曲一丁目一三から	"

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

県道 小国本町線	平川市新館藤巻七〇の三から 平川市新館藤巻三三の五まで	"
県道 吹上金屋黒石線	平川市新館藤巻五〇の二から 平川市新館後野七九の一まで	"
県道 岩崎西目屋弘前線	中津軽郡西目屋村大字村字村元三四一の二から 中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七一の五九まで	"

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年三月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八幡の邑
- 三 代表者の氏名
寺田 光雄
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字北園一丁目六の二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、心身障害者や家族、住民に対して保健福祉に関する事業を行い、健全な保健福祉の社会環境を整備する生活支援を実践し、高齢者、心身障害者の自立と地域との共生を目指すことにより、保健福祉の向上を目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース南大町店
弘前市大字南大町二丁目一〇の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設 小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後十一時	平成 一六・三・一四
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分（ただし、日、祝、祭日）から午後八時三十分（ただし、日、祝、祭日）まで	午前八時三十分（お盆・年末等の一定期間）から午後十一時十五分まで	

四 届出年月日

平成十八年三月七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年三月十七日から同年七月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年七月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八戸タウンセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の見解なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年三月十七日から同年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三光ストア新井田店

八戸市大字新井田字法光野二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社三光

八戸市根城八丁目八の八

代表取締役 関本三郎

三 意見の概要

県の見解なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年三月十七日から同年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）弘前オフィス・アルカディア複合商業施設

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

東京都台東区上野七丁目十四の四

代表取締役 越智壯

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年三月十七日から同年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を平成十八年三月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
平川市大光寺三早稲田五二の八	平川市町居山下一八八の一 今井強

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積

八戸市是川四丁目三の三	宅 地	一、六八八・三七平方メートル
-------------	-----	----------------

二 予定価格

三千八百十五万七千六百六十二円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市是川四丁目三の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部建築住宅課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟八階B会議室

2 日時

平成十八年三月三十日(木) 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年三月二十四日午前十一時から、八戸市是川四丁目三の三において現場説明を行う。



県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物	建	地	土
五所川原市大字神山字殊ノ峰九五の二一	所在地	宅地	所在地目地積
	種類	延面積	
	住宅	九一・二六平方メートル	

二 予定価格

百七十三万円

予定価格は、土地の価格から建物解体撤去処分費用を差し引いた後の価格である。

三 入札条件

入札金額は、土地の価格から建物解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。土地に定着している建物の解体撤去費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所

五所川原市大字神山字殊ノ峰九五の二一

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁学校施設課

五所川原市大字神山字殊ノ峰一一七の六〇二

青森県立梵珠少年自然の家

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市大字神山字殊ノ峰二一七の六〇二
青森県立梵珠少年自然の家

2 日時

平成十八年三月二十八日 午前十一時

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件については、平成十八年三月二十二日午後一時から、五所川原市大字神山字殊ノ峰九五の二二において現場説明を行う。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

弘前市南富田町交流センター	南富田町五の二	を
弘前市金属町交流センター	金属町一の九	を
南富田町体育センター	大字南富田町五の二	に
金属町体育センター	大字金属町一の九	を
弘前市農村環境改善センター	大字大森字勝山八一の一	を
弘前市農村環境改善センター	大字大森字勝山八一の一	に改め、
弘前市立中央公民館相馬館	大字五所字野沢四四の三	を
長慶閣	中津軽郡相馬村大字五所字野沢四五の三	を
平賀町民体育館	和 一八の一 平賀町大字新館字野木	を
百石町みなくる館	一 百石町字下前田一四五の	及び
下田町農村環境改善センター	下田町字向山二五八七	を削り、

六ヶ所村酪農会館	八六八の一	六ヶ所村大字倉内字笹崎
----------	-------	-------------

を

六ヶ所村酪農会館	八六八の一	六ヶ所村大字倉内字笹崎
----------	-------	-------------

おいらせ町みなくる館	の一	おいらせ町下前田一四五
------------	----	-------------

に、

おいらせ町農村環境改善センター	の二	おいらせ町向山二五八七
-----------------	----	-------------

おいらせ町民交流センター	の二	おいらせ町中下田一二五
--------------	----	-------------

南部町保健福祉センターぼたんの里	四五	南部町大字沖田面字千刈
------------------	----	-------------

を

南部町保健福祉センターぼたんの里	四五	南部町大字沖田面字千刈
南部町ふれあい交流プラザ	九の八七	南部町大字大向字泉山道

に改める。

人事委員会

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規

則

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人青森県母子寡婦福祉連合会」、 「社団法人青森県視力障害者福祉連合会」、 「社団法人青森県ろうあ協会」、 「社団法人青森県物産協会」、 「社団法人青森県栽培漁業振興協会」及び「財団法人青森県建設技術センター」を削り、「財団法人青い森みらい創造財団」を「財団法人青森県国際交流協会」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

正誤

平成六・三 号外第一三 号	発行年月日 番号
公 告	区 分
四	ペー ジ
下	段
図中	行
三川目沢	誤
三川目川	正

河川砂防課

平成六・一 二五七六号	発行年月日 番号	
告 示	区 分	
第二号	番 号	
二	ペー ジ	
下	段	
ら後ろ 四か	ら後ろ 四か	行
蟹高・平 田川一館 山一本今 本東津 山小尻 国小高 山小川 の一の 一の一 のの	蟹高・平 田川一館 山一本今 本東津 山小尻 国小高 山小川 の一の 一の一 のの	誤
一浜・字 の尻平 一高川 ・字館 蟹今 田津 山尻 本高 山川 小字 国蟹 山一 本東 小田 山小 の一 のの のの	字一浜・字 蟹の尻平 田高川 小字館 国蟹今 矢檀田津 山山尻 一高 本川 小字 国蟹 山一 本東 小田 山小 の一 のの のの	正

林 政 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭